



Vol.12 No. 475

2010年8月4日(水)

AWG-LCA 11および AWG-KP 13八イライト:

2010年8月3日(火)

火曜日午前、AWG-KPは、附属書I国の排出削減の数値に関する会合期間中ワークショップを終了した。 その後、附属書I国の排出削減やLULUCF等の「その他の問題」、法的問題に関するコンタクトグループで の討議が行われた。AWG-LCAは主要コンタクトグループの作業を継続し、残りの日程の作業構成に合意し た。その後、午前の残り時間と午後中、各国政府代表 は非公開の草案グループに分かれて会合を行った。 火曜日は緩和、 適応、資金・ 技術・キャパシティビルディングの3つのグループ会合が行われ、各テーマ の集中討議が行われた。また、議長改訂テキスト(FCCC/AWGLCA/2010/8)の議論も開始された。

AWG-LCA

AWG-LCA コンタクトグループ: AWG-LCAのMukahanana-Sangarwe議長は、組織に関する月曜夕方の 議論は残念であると述べ、透明性に関するロシアの懸念を認めた。提示された諸見解をベースに改訂された プランの概要と4つの草案グループを含めたスケジュール案を示し、AWG-LCA 会期中の各グループの会 合スロット数について、緩和 (8 回)、 共有ビジョンおよびレビュー(3 回)、 適応 (7 回)、資金・ 技術・ キャパシティビルディング (8 回)になると説明した。さらなる議論の後、この全体的なアプローチが政府代 表による承認を受け、草案グループでの会合に分かれた。

緩和 草案グループ: Mukahanana-Sangarwe議長が進行役を務める緩和に関する草案グループは火曜午前と午後に開催された。先進国の締約国毎の適切なコミットメントまたは行動(バリ行動計画パラグラフ1b(i))に関する議長テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2010/8) に対するテキスト上の提案について議論が集中した。各国の提案は多岐にわたり、ベースラインおよび目標年;全体の排出削減範囲;合意の法的拘束力の性質;目標および柔軟性メカニズムの記載を含めた京都議定書との関係; その他の市場メカニズムの利用および参加資格;附属書I国の性質および変更;努力の比較可能性;「コミットメント」または「目的」の言及 ;対応措置;MRV 規定;LULUCF;遵守ガイドライン;報告および国別報告書;持続可能なセクター別の消費・生産;歴史的な排出量;すべての締約国による低排出計画の策定、などトピックは多岐にわたった。

水曜午前から同グループで先進国による、途上国の適切な緩和行動(NAMAs)(BAP パラグラフ 1b(ii)) に関するテキスト案の本文に対する提案を行う予定。

適応 草案グループ: Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)が進行役を務め、制度アレンジや、議長 テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、1章パラグラフ13 及び2章)の中での適応と緩和の平等な取扱いにつ いて、集中討議が始められた。解決が困難なイシューを掘り下げる前に問題の少ない論点を扱うという方法



に反対の声があがった。途上国の多くは損失被害に対する配慮が欠如していると指摘した。

数ヶ国の政府代表は、適応問題の横断的な特徴が新たな草案グループ間の分裂を招いているとの懸念を示した。また、テキストの中の各種要素の実施時期に関する理解を向上させるため、実施のタイミングに関する言及をテキストに盛り込むべきだとの提案がなされた。

午後には、Kumarsingh進行役より、グループ討議のフレームワークとなる一群の問題(制度アレンジ;適応の目的と範囲;共有ビジョン;実施;支援)が紹介された。制度については、新たな制度が必要かどうかで意見の食い違いが生じた。必要とされる新たな機能の複雑さを理由に多くの途上国が適応組織の新設を主張する一方で、先進国は総じて機能面のギャップを特定・排除した上で現行制度を活用することを主張した。制度の形式としては、UNFCCCの下での適応委員会の創設や監督機能を強化した適応に関する補助機関の創設といった案が出された。適応に対する「国家主導のアプローチ」が意味する内容を明確にするため、ある途上国は、行動に係わる負担ではなく、ニーズの特定について言及しているはずだと指摘した。多くの締約国は、適応のガバナンス構造の単純化・迅速化が目的であるならば、付加的な官僚組織は役に立たないと主張した。

資金、技術、キャパシティビルディング 草案グループ: Dan Reifsnyder (米国)が進行役となり、資金 拠出の問題、特に、緩和、適応、 キャパシティビルディングおよび技術移転に関するファンド提案や、資 金調達に関して助言を行えるようなテーマ別組織との制度的な連携 (FCCC/AWGLCA/2010/8、 1章パラ グラフ 60、3章、 パラグラフ 9-14) に関する議論が始められた。多くの発言者が「専門化された融資窓口」 の可能性を指摘していた。ある政府代表は、関連するテーマ別の組織からのインプットをベースに、COP が資金調達に関するガイダンスを提供すべきと述べた。また別の参加者は、いかなる融資のプロセスにも政 策的助言や財源の配分に関する決定や、それらの決定への説明責任を含めるべきだと述べた。融資窓口の運 用方法を不安視する意見がある一方で、過度に官僚的なプロセスへの警戒も見られ、迅速な資金拠出につな がるような単純なプロセスが良いとの意見が示された。また、ガバナンス構造や国別の実施機関、窓口が多 すぎる場合に資金拠出の効果が希薄になるのかという点が議論の焦点となった。

その後、テキストについてパラグラフごとの検討が開始された。数名の参加者が、6月に同テキストでほ ぼ合意に至っていたことを指摘。ファンド設立に係わる文言については、途上国が、ファンドに対するCOP の権限を再確認することを提案した。REDD+(テキストには緩和活動として引用されている)に関する具体 的な記載を削除する方が良いと、ある途上国グループが主張したが、別のグループが反対した。また、ある 途上国の参加者が炭素回収・貯留(CCS)への資金拠出について記載することを提案したが、これも反対され た。ある附属書I国の代表は文章の重複を指摘し、これを統合するよう提案した。

草案グループ会合は水曜日午前も行われ、ファンドならびに新たな資金メカニズムの組織案(3章パラグ ラフ14-15)についての検討が再開される予定である。

AWG-KP

会合期間中ワークショップ: 附属書I国の排出削減規模に関する最後のパートを討議するため、期間中ワ ークショップ参加者は火曜午前に再招集され、附属書I国によるLULUCF、排出量取引、プロジェクトベー



Earth Negotiations Bulletin Bonn Climate Change Talks http://www.iisd.ca/climate/ccwg11/



ス等のメカニズム利用による数値的な影響; 各国の諸事情; 附属書 I 国の排出削減に係わる影響、などの問 題に関する議論が続けられた。

中国は、途上国と先進国が一緒に議論することを憂慮し、「すでにUNFCCCや京都議定書で定められている」として、「コモン・スペース」をつくることへの懸念を示した。

AAU需要に関する質問を受けて、取引コストと純粋なプロジェクトベースのメカニズムへの志向の高さ から、余剰AAUの需要は非常に低水準だと推測されるとPOINT CARBONが返答した。第三世界ネットワー クは、科学が求める野心レベルを確保するには、排出削減の抜け穴問題対策が必要だと指摘し、CDMのア カウンティング問題における非追加性の問題への懸念とともに、現在提案されているオフセット規模の場合、 先進国が途上国に緩和の負担を移転させてしまうとの懸念を示した。

Part III: 京都議定書に基づく附属書 I 国の排出削減の誓約に係わる透明性の向上が議論の中心となった。

スイスは、環境と技術の情報が誓約の透明性確保に不可欠であり、野心レベルや努力の比較可能性に関す る議論の土台としても必須であると述べた。また、予想される柔軟性メカニズムの利用や国内的な削減措置、 LULUCF利用等を主要課題として特定した。

ボリビアは、最大気温上昇幅を1.5-2°Cで担保するには、残りの大気への排出量は選択した基準によって 割り当てられるべきだとし、(人口を基にした)衡平性と歴史的責任の両方を支持した。また、先進国は大 気スペースを「過剰に使用」してきたため、途上国に気候負債を負っているのだと主張した。さらに、コペ ンハーゲン合意の下での附属書I国の誓約は、今後10年の排出量を133 Gt CO2としているが、2°Cシナリオ での排出量は120 Gt CO2しかない計算になり、先進国は大気スペースの公正な割当分以上を使用していくこ とを意味しているのだと述べた。

ウガンダは、気候変動に対する各国の歴史的寄与分に応じて、どの国も資金を出すべきだと述べ、拠出さ れた資金は全球的な大気の過剰使用を防止する排出削減対策に利用することを主張した。ニュージーランド は、国別報告書に努力の比較可能性に関する情報を盛り込むが、緩和ポテンシャルなど、いくつかの有益な 要素は検討されないと述べた。

AWG-KPのMacey副議長は、議論の中で繰り返し浮上するテーマである、LULUCFルールやメカニズムの利点と各国への影響に係わる不確実性;市場に対する余剰 AAU問題を含む、ルールやメカニズムのインパクト等に言及した。

「その他の問題」 コンタクトグループ: AWG-KP 副議長 Adrian Macey (ニュージーランド) より、 LULUCF に 関 す る 文 書 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2) 、 柔 軟 性 メ カ ニ ズ ム に 関 す る 文 書 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3) 、 方 法 論 バ ス ケ ッ ト に 関 す る 問 題 に 関 す る 文 書 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4)の紹介があった。

LULUCFについては、Marcelo Rocha (ブラジル)およびPeter Iversen (デンマーク)が進行役を務める非公 式協議で検討し、柔軟性メカニズムと方法論バスケットについてはMacey副議長が進行役の分科会で討議す ることが合意された。AWG-KPの Macey副議長は、選択肢の絞り込みについては進展があると言及しつつ、



Earth Negotiations Bulletin Bonn Climate Change Talks http://www.iisd.ca/climate/ccwg11/



最も注意を要する諸問題についての指針を締約国に求めた。森林管理会計のワークショップの中で、参照レベルに関して満場一致になったことは無いと言明しながらも、このアプローチを模索するべく「広範な意欲」が見られ、確固たるレビュー・プロセスを通じて参照レベルに根拠を与える複数の仮説を明確にし、取り上 げる可能性があったことを指摘した。

AOSISは、特に、収益の一部(SoP)の拡大、遵守、新ガス、余剰AAUの繰越し問題などについて、さら に議論する必要があると強調した。EUは、メカニズムに関する改正事項に関する議論を求め、LULUCFで は参照レベルや不可抗力、伐採木材製品(HWP)に焦点をあてるべきだと主張した。

LULUCF: 午後からは、「その他の問題」コンタクトグループが、LULUCFに関する非公式協議に入った。 Marcelo Rocha進行役は、今後のAWG-KP議長作成テキストの下での検討用ノンペーパー作成のため、締約 国に不可抗力やHWP、参照レベル、キャップに関する情報提供を呼びかけた。争点となったのは不可抗力 に関する問題で、参照レベルとの関係、人為起源または人為的ではない事象からの土地正常化のための"タ イムアウト"などを含めた問題を関連する課題として特定していた。

附属書I国の排出削減(「数値」)コンタクトグループ:午後のコンタクトグループでは、期間中ワークショップの成果と共同議長のテキスト草案(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1)について議論が集中した。 Lefevere共同議長は、現在の誓約のレベルやLULUCFとメカニズムの定量的な影響、および透明性向上の評価に関する評価に関して、ワークショップでテクニカルな良い議論を行うことができたと指摘した。

サウジアラビアは、ブラジル、スーダン、インド、中国とともに、ワークショップでの多くのプレゼンテ ーション、特に非附属書I国を対象としたものは、AWG-KPのマンデートの枠から外れたものであると主張 した。 また、ワークショップのサマリーでは、グループのマンデートの枠内の問題だけの総括を反映させ るべきだと述べた。「AWG-KPのマンデートについて政治的にも技術的にも実現不可能であり、京都議定書 の下で今後の約束期間を想定することはない」との見解を示した日本のプレゼンテーションに対し、中国は 失望感を表明した。 また、科学的な必要性と歴史的責任の両方を満足させる野心レベルを強調し、締約国 は抜け道をひとつずつ塞いで行く努力をすべきだと述べた。

EUは、環境十全性を揺るがすことのないよう、余剰AAU繰越しの影響と全体の目標に関するLULUCF算 定ルールに対処することが重要だと指摘した。より広範な文脈が重要であるとして、EU、日本、ロシア、 ニュージーランドは、ワークショップで発表された各種見解を事実に即してバランス良く説明するよう求め た。

アフリカン・グループは、次期約束期間までに想定されうる空白期間についての理解を深める上でワーク ショップが有益だったと述べた。AOSISは、誓約の実効性を担保するため、締約国は「大気に見えるもの」 を指針とするべきだと述べた。

共同議長のテキスト草案について、 AOSISは、SoP拡大や温室効果ガス(GHG)一覧の拡大、AAU繰越 し等に関する提案を含めた同グループのサブミッションが盛り込まれていないと述べた。





EUは、サブミッションの中に、余剰AAU繰越しに関する議定書改正案、 新メカニズムの記載、これらのメカニズムに基づいて創出された単位の交換可能な方式での移転などを盛り込んだと述べた。

法的問題 コンタクトグループ:第1約束期間と次期約束期間の間のギャップに関する法的懸案事項に関 する事務局ペーパー(FCCC/KP/AWG/2010/10)に専念した。事務局は、テキストを「国連または事務局の プランB」と捉えるべきではないと強調することから説明を始め、すべての法的オプションを取り上げては いないと述べた。また、締約国には代替案の提示も可能だと説明し、法的文書の採択に係わる解釈が各締約 国の特権であると述べた。ペーパーでは、脱退や暗黙の支持などの、速やかな発効を可能にする改正手続き の変更;受諾に関する法的文書の閾値の引き下げ;条約法に関するウィーン条約が定めた、改正事項の暫定 的適用;第1約束期間の延長を含む、数種類の約束期間ギャップへの法的な対応策の概要を示している。と りわけ、暫定的な適用については、国内法との整合性の問題が出てくるが、それはケース・バイ・ケースで 解決しなければならないとの見解を示した。

今後発生しうるギャップの影響については、 事務局は、3.1条(QELROs)に基づく約束以外の京都議定書 の要素すべてが、期限の定めなく設定されたものだと指摘した。さらに、メカニズムまたは制度は、3.1条 (QELROs)に基づく締約国の義務の遵守を支援するものとして特徴づけられると指摘し、それらが今後も継 続しつづけるかどうかは「疑わしい」と述べた。メカニズムに関しては、これらをUNFCCCの究極目標と 一致したクリーン開発を促進するという幅広い目的を有するものとして位置づけるならば、約束期間のギャ ップによって、これらの制度が中断されることはないと述べた。

サウジアラビアは、ボリビアとともに、 彼らの今次会合への参加が今後、何らかのギャップを受け入れ ることを意味しないと述べ、京都議定書の下での第2約束期間のための合意を焦点にすべきと述べた。

中国は、交渉における附属書I国のこれまでの発言に鑑み、附属書 I 国が議定書の存続に全く前向きでな いことから、法的問題について議論する意味があるのか疑問であると述べた。また、附属書I国は本当に「ギ ャップ回避」を望んでいるのかとの疑問を投げかけた。

オーストラリアは、ギャップ回避を望む意思を示し、他の国々が逆の見方をしていることが残念だと述べ、 テクニカルな問題を議論することを提案した。EUは、ギャップが生じた場合CDMが継続するのかはっきり しないと述べたが、それは締約国の決定次第であり、CDMの存続を信じていると述べた。また、ギャップ 回避のため、あらゆる努力をすべきであると強調し、気候変動に対する現実的な解決策はAWG-KPと AWG-LCAでしか採り上げられないと強調した。

日本は、ペーパーに約束期間ギャップに係わるネガティブな法的影響が示されていると指摘し、それによって環境への悪影響もあると述べた。しかし、すべての主要排出国が参加する全般的な合意が実現できなければ、それによる環境への影響はもっと大きくなると強調した。また、より公平で実効性ある新たな法的枠 組みを構築することこそが、最善のギャップ問題の対策であると力説した。





廊下にて

火曜のコンタクトグループ、草案グループでは、当初、進行のしかたをめぐり、「一般的な意見交換から 始めたい」という意見と「回り道せずにすぐパラグラフごとの交渉に入りたい」という意見があり、一部の グループの中で意見の相違が見られたものの、グループ内で詳細な作業が開始されたことを多くの政府代表 が喜んでいた。しかし、一日を終える頃には、議論は交渉モードに移行した。ある外交官は「テキストにつ いて話せる状況になったことが嬉しい。どうやって交渉するのかということを交渉し続けることにウンザリ していた」と話した。とは言え、皆が進展に満足した訳ではない。資金グループの参加者の中には、6月か らの議論の蒸し返しになるのではとの不安をもらす者がいた。

その一方で、いくつかの先進国は法的問題コンタクトグループの作業開始に満足な様子だった。「これで、 ようやく幅広い問題を討議する余裕ができた。」これに対して、途上国の参加者はもっと慎重で、そうした 交渉も何ら「プラン B」や約束期間のギャップの受け入れを示唆するものではないとして苛立ちを示した。 「第2約束期間について我々はさらに主張していく」と、あるG-77/中国の参加者は話していた。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold, Miquel Muñoz, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Chris Spence. The Digital Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of Caoparation and Development (BM2), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry for Foreign, Furvironment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (GNEP), the Government of Iceland, the United Nations Environment (NPP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Social Progress Research Institute 6 of SOPAI), be Government of Foreign Affairs, the Hauletin and Nacie Affairs. The Japanese Kinistry of the Environment (NPP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Social Progress Research Institute 6 of SOPAI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Affairs. The ophionos expressed in the Bulletin ent